奄美群 島 振 興開発特別措置法及び 小笠原諸島振興開発特別措置法 の — 部を改正する法律 案に 対する

附帯決議

参議院国土交通委員会令和六年三月二十九日

政 府 は、 本 法 の 施 行 12 当たり、 次 の諸 点に つい 、 て 適 切な措置を講じ、 その 運 用 1= 万全を期 すべきで ある。

策の充実について検討<sup>4</sup>大や本土との物価格差の活環境の整備し、 奄 美 群 島 及 び 一ついて具体的かつ充か、小笠原諸島における (討を加え、所要の惜置り尾見・引・投差の是正等のため、人の往来及び物資の流して具体的かつ充実した施策の実施に努める ける定住 お移 住 の 促進 に努めること。 1= 資 (する・ ため、 通に要する費用 。 ま た、 ・ 両 介護 の低 地域における交流-60や住宅の確保とご 廉 化 に資するため 人口 い つ の の 施

が て、 できるよう必要な支援に努めること。 奄美群 特段の 島 及 配慮を行うこと。 び 小 笠原 諸 こと。また、両地域の子供が遠隔教育等を活用、島における子育て環境の格差解消に向け、特に らけ、特にな 奄美群 į 確実な学力 島 1 お ける子 を身につ 供 の けること 貧 困 つ

Ξ 趣 お ける住環境や情報通信等インフラの整備管に鑑み、沖縄との連携などについてもる金美群島振興交付金制度は、主にソフトー る発 展 が 図られるよう留意すること。 いても積極ないファー に |当たっては、沖縄振興に関する諸施策の状況を||極的な活用が図られるよう配慮すること。また||において、地域が主体的に施策を実施するため| 況を参考に た、 の 奄美 ものである 群 島に

匹 た っ 奄 で美は、 島 及 自 然 び 環境 小笠原諸 の 保 島は、 護 • 保 保全に積極的に取り自然環境面におい ij い (組む: むとともに、 め て貴 重 1、エコツーリズム等の自1な地域であることから、 リズム等の自 そ 然 環 の 振 境 興 の 開 保 発 護 1=

全と両立する持続可能な観光の振興が図られるよう配慮すること。

五 等に鑑み、 て必要な措置を講ずるとともに、 離 島 航 、地元の意見や自然環境との調和に十分配慮しつつ、本土と奄空路線が住民の生活路線であること、他地域との交流の活発化 小笠原諸島における航空路の開設を含め、必要となる取組に努めること。 本土と奄美群島間の航空運賃の軽減につい に欠かせないインフラであること

定区域等に位置する学校、 ため奄美群島 奄美群 災害を被 必要な防災・減災対策を推進すること。 島 及 りやすい地理的及び自然的条件にあることから、 振興交付金及び小笠原諸島振興開 び小笠原 諸 島は、 社会福祉施設、 台風 の常襲地帯に位置するとともに、 医療施設等の公共施設に係る避難救助体制 発補助金などの活用や、 の活用や、災害時の物資の確保・台風に強い農林水産業の生産 地震に伴う津波被害も想定され の充実に向 の確保、 基 盤 津波浸水想 の強 けた支援 化 る **ග** 

七 基 向 上に努めること。 独立行i の拡大を図るとともに、 政法 人奄美群島振興開発基金の債務保証 また、 新たな業務については、 更なる業務改善のための機能強化についても検討を進めること。 ・融資業務については、 専門人材の育成等に努め、業務が同基金 主務省とも連携して業務 の 確 実 な 実 収 益 の

八 エネ 奄美群 ルル の ギーを活用 検討を進めること。 島 及び小笠原諸島は、 した分散型エネルギー供給システムを構築できるよう必要な制度上及び財政 島ごとに独立したエネルギー供給網を持つという特性をいか ڔ 再生可 の 能

右決議する。